

「メキシコ選手団広島県キャンプ」ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県が定めた、「メキシコ選手団広島県キャンプ」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合に必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、第32回オリンピック競技大会（2020東京オリンピック）に向け実施するメキシコ選手団広島県キャンプ（以下、「キャンプメヒコ」という。）のイメージを県内外に発信することによりキャンプメヒコの認知度を向上させ、関わる者の愛着や誇りを醸成し、もって日墨友好やスポーツの振興の機運を高めるために使用する。

(権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、広島県が所有する。

2 ロゴマークに係る事務は、広島県経営企画チームが所掌する。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) キャンプメヒコの品位を傷つける場合又はそのおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合又はそのおそれのある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する場合又はそのおそれのある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動に利用する場合又はそのおそれのある場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が第2条に定める使用目的に鑑みて不相当であると広島県が認める場合

(使用の届出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、使用届出書（別紙様式）を事前に広島県に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) メキシコ選手団キャンプ受入・交流全県推進会議の構成団体又は各構成団体の利用あっせん等により構成団体の会員等が使用する場合
- (4) その他、広島県が特に必要と認める場合

(図柄等)

第6条 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとし、次条の遵守事項に従って使用するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの一部を使用したり、縦横比率の変更など、データの改変は行わないこと。
ただし、広島県で製作者の意図に反するものでないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 届出書に記載した使用目的、使用内容に限って使用すること。
- (3) ロゴマークを使用した物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を広島県に提出すること。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(使用の差止め)

第8条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、広島県はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) 前条各号に定める事項が遵守されない場合
- (2) 第4条各号に定める事項に該当する場合

(損失補償等の責任)

第9条 広島県は、ロゴマークの使用に係る損失の補償等については、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年2月8日から施行する。

別表



別紙様式

使用届出申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

(申込者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

「メキシコ選手団広島県キャンプ」ロゴマークの使用について、次のとおり届け出ます。
なお、オリンピック「メキシコ選手団広島県キャンプ」ロゴマーク使用要領の規定を順守します。

1 使用目的		
2 使用内容 (使用する広告・ 商品等の概要)		
3 使用数量		
4 使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで	
5 その他特記事項		
6 担当者連絡先	所属	
	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : E-Mail :
添付書類 (1) 企画書 (レイアウト・スケッチ・原稿等) (2) その他参考となるもの		